

シンポジウム

「18歳の境界線—知って備える—」



参加
無料

申込み不要

令和4年4月1日、民法の一部が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

10代後半から20代は、SNSや携帯をきっかけとするトラブル、美容関連、新生活関連、副業等のもうけ話等、さまざまな消費者トラブルに遭いやすい年齢です。

成年年齢の引き下げによって、消費者被害の若年化や、従前は未成年取消権を行使できた18歳、19歳の若者が、さまざまな消費者被害において救済されなくなるのではないかと懸念されています。

今回のシンポジウムでは、若年者の消費者被害を防ぐための施策、消費者教育の充実に向けて何が必要か、教育関係者、消費生活センター、弁護士等から話をきき、学ぶ場としたいと考えています。

日時

令和5年1月28日 土 15:00～17:30

場所

コンパルホール 400会議室

スケジュール

15:10～

報告

教育の現場からの報告～高校における消費者教育～

府内高等学校 校長 西田 彰氏

若年者の消費者被害の現状～相談員の立場から～

大分県消費生活センター 消費生活相談スーパーバイザー 村上美佳子氏

若年者がトラブルに巻き込まれたときの対処法

～弁護士の立場から～ 大分県弁護士会 弁護士 寺本 裕二氏

16:25～

パネルディスカッション

コーディネーター 大分県弁護士会 弁護士 井田 雅貴氏

当日はマスク着用などの感染対策をお願いいたします

主催：大分県弁護士会・日本弁護士連合会

後援：大分県・大分市・九州弁護士会連合会 NPO法人大分県消費者問題ネットワーク

お問い合わせ先

大分県弁護士会 (TEL) 097-536-1458 (FAX) 097-538-0462